

(表4)長期使用構造等確認

◇一戸建ての住宅

円：税込み

階数、床面積 超～以下 (㎡)	審査料金	ポイント
階数3以下かつ 0～200	60,000	2P
階数3以下かつ 200～500	75,000	3P
階数4以上または 500～	150,000	

1) 変更確認申請の料金は、上の表の2分の1の金額とする。(ポイントも2分の1、小数点以下は切上げ)  
2) 設計住宅性能評価申請で長期使用構造等であることの確認を要する場合の料金は10,000円とする。

◇共同住宅等

円：税込み

床面積 (棟全体) 超～以下 (㎡)	審査料金 (Mは戸数)	ポイント
0～200	70,000+M×3,000	3P
200～2,000	100,000+M×3,000	5P
2,000～3,000	150,000+M×3,000	8P
3,000～4,000	200,000+M×3,000	10P
4,000～5,000	300,000+M×3,000	15P
5,000～10,000	380,000+M×3,000	20P
10,000～	450,000+M×3,000	30P

1) 変更確認申請の料金は、上の表の2分の1の金額とする。(ポイントも2分の1、小数点以下は切上げ)  
2) 設計住宅性能評価申請で長期使用構造等であることの確認を要する場合の料金は30,000円 (1棟あたり) とする。